

報告第14号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年8月31日

西脇市長 片 山 象 三

西脇市専決第6号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年7月12日

西脇市長 片 山 象 三

記

事故発生日時	令和8年6月16日 午前11時15分頃
事故発生場所	西脇市黒田庄町石原1470番地 桜丘小学校敷地内給食棟
相手方	市内男性
原因・状況等	給食配送車を後退させたところ、停車していた 相手方車両の後部に接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 $366,531円 \times 100\% = 366,531円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄